

沖縄労働局第 11 次労働災害防止推進 5 か年計画

1. 計画のねらい

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものである。事業場の生産活動を優先するあまり、労働者の安全と健康の確保がおろそかになってはならないことであり、事業者をはじめとする関係者は、常に労働者の安全と健康の確保を優先しなければならない。労働者自身もこのことを十分に理解し、安全衛生にかかわる活動に積極的に取り組み、協力しなければならない。

このため国は、労働災害防止についての総合的な計画を長期的展望にたって策定することとし、昭和 33 年に災害防止 5 か年計画を策定して以降、10 次にわたり労働災害防止計画を策定し、今後とるべき施策を明らかにし、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むべき事項を示し、その自主的活動の促進を図ってきたところである。

沖縄労働局においても、国の策定した労働災害防止計画を踏まえ、沖縄県の労働災害の動向等実情にあった労働災害防止計画を策定し、目標を達成するため計画的に労働災害防止対策の推進を図ってきたところである。

今般、国において、第 11 次労働災害防止計画が策定されたことから、これを受けて、沖縄労働局においても、同計画を具体的に推進することを目的として、安全衛生対策の基本的事項を示した「沖縄労働局第 11 次労働災害防止推進 5 か年計画(以下「本計画」という。)」を策定したものである。

労働災害防止を図るためには、行政、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要があることから、関係者においては、本計画の趣旨、対策の内容等を十分理解し、自ら積極的に安全衛生水準の向上に努めることが求められる。

2. 沖縄における労働災害の現状と課題

(1) 第 10 次労働災害防止推進計画の実施結果

平成 15 年度を初年度とし、平成 19 年度を最終年度とした、第 10 次労働災害防止推進計画(以下「第 10 次災防計画」という。)において、労働災害による死亡者数を期間中 40 人以下とすること、労働災害による休業 4 日以上の死傷災害(以下「死傷災害」をいう。)については第 9 次労働災害防止推進計画(以下「第 9 次災防計画」という。)期間の労働災害による死傷者数を 20%以上減少させることを目標としていたが、死亡者数については第 9 次災防計画期間と同数の 51 人、死傷者数については第 9 次災防計画期

間の総数の約9%増となっている。

(2) 労働災害の発生状況の現状

全国における労働災害は、死亡者数及び死傷者数ともに、長期的に見ると緩やかな減少傾向を示しているが、沖縄における労働災害は、過去10年間で見ると、死亡者数については、7人から14人の幅で波型に推移しており、減少傾向にあるとはいえない。

さらに、死傷者数については、平成11年の702人を最少として、以降増加傾向に転じ、平成19年の単年だけを見ると昭和61年以降最悪の894人という結果になっている。

ア 過去10年間の特徴

第9次災防計画と第10次災防計画の期間の労働災害による死傷者数を比較すると、増加した業種は、運輸交通業、陸上貨物運送事業及び卸・小売業等となっている。

製造業、建設業及び港湾荷役業では減少している。ただし、建設業のうち建築工事業においては増加している。

規模別では、第10次災防計画期間中に労働災害を発生させた3,148事業場のうち法定管理者の選任義務がある労働者50人以上の規模の事業場が867事業場で27.5%を占めており、安全管理者・衛生管理者と安全スタッフ等による活動の更なる活性化が求められる。

また、労働災害の発生が1件だけの事業場が2,633事業場で全体の83.6%を占めており、初めて災害を発生させる事業場が多数あることから、労働災害防止を図る上で、今後は、災害を発生させる前にリスクを低減させることがより有効であり、自主的な労働災害防止対策である「危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント等)」の導入を広く普及していく必要がある。

イ 業種別の第10次災防計画期間の状況

(ア) 製造業

製造業は、昭和47年の488人を最高に長期的には緩やかではあるが減少し、平成18年には最少の137人となったものの、なお労働災害全体に占める割合は18.8%と高く、死亡災害も9.8%を占めている。

起因物別に見ると、一般動力機械が全体の20.7%を占め、次いで仮設物・建築物・構築物が17.3%となっている。

(イ) 建設業

昭和55年の598人を最高に長期的には減少傾向にあるものの、平成15年に最少の129人となって以降わずかながら増加傾向にある。

また、労働災害発生件数は、第9次災防計画期間と比べ減少してい

るものの、建築工事業においては増加している。

死亡災害の発生割合が最も高く、死亡災害は全体の 52.9%を占め、労働災害発生件数は全体の 17.8%を占めている。

起因物別では、仮設物・建築物・構築物が全体の 32.3%、次いで材料（12.4%）用具（11.0%）となっている。

型別では、墜落・転落が全体の 35.3%を占め、次いで切れ・こすれ（12.0%）飛来・落下（11.4%）となっている。

（ウ）運輸交通業（陸上貨物運送事業を含む）

労働災害発生件数は、第 9 次災防計画期間と比べ、増加傾向にあり、労働災害全体の 8.0%を占め、死亡災害は 7.8%を占めている。

また、労働者 50 人以上規模の事業場で全体の 47.3%を占めている。

起因物別では、動力運搬機械が全体の 24.9%と最も多く、次いで乗り物（21.2%）仮設物・建築物・構築物（18.2%）となっている。

型別では、墜落・転落が全体の 19.9%と最も多く、次いで動作の反動・無理な動作（15.5%）転倒（13.8%）となっている。

（エ）商業

卸小売業において、労働災害全体の 13.4%、死亡災害は 7.8%を占め、緩やかではあるが増加傾向にある。

起因物別では、仮設物・建築物・構築物が全体の 26.3%を占め、次いで動力運搬機械（9.4%）となっている。

型別では、墜落・転落が 20.1%、転倒（17.8%）動作の反動・無理な動作（14.1%）となっている。

（オ）その他の業種

上記以外の業種における特徴として、接客娯楽業が全体の 11.2%を占めているが、そのうち型別で、転倒、切れ・こすれで約 50%を占めていること、保健衛生業の労働災害は全体の 7.4%で、そのうち型別で、動作の反動・無理な動作、転倒で全体の 3 分の 1 を占めていること、清掃・と畜業における労働災害は全体の 6%で、そのうち型別でほぼ半数が転倒であることが挙げられる。

また、これらの業種においては、労働者数 50 人以上規模の事業場での労働災害発生の割合が高い。

（3）労働者の健康を巡る状況等

ア 労働者の健康状況等

定期健康診断結果報告によると、増加傾向にあった有所見率は、第 10 次災防計画期間においてわずかながら減少しているものの、なお 56.9%

となっており、全国平均と比べ約7ポイント高い状態となっている。

また近年、脳・心臓疾患及び業務による心理的負荷を原因とする精神障害に係る労災認定件数が増加傾向にあり、脳・心臓疾患については第10次災防計画期間において、前計画期間の2.5倍の認定件数となっており、精神障害においても大幅に増加している。

イ 職業性疾病の発生状況

職業性疾病の発生状況は、第9次災防計画期間中とほぼ変わらないものの、最も大きな割合を示しているのが腰痛症で、第9次災防計画期間と比べ5割増で、平成19年の職業性疾病発生件数の約3分の2を占めている。

じん肺の新規有所見者は、近年全国的には横ばい状態にあるものの、沖縄においては、石綿問題による石綿健康診断の実施の増加、これに伴う随時申請が増加したこともあり、第10次災防計画期間中の新規有所見者は大幅に増加している。

第10次災防計画期間中に酸素欠乏症による労働災害は発生していないものの、熱中症による労働災害は、毎年4件前後発生している。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5か年とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

4. 計画の目標

沖縄における労働災害発生状況の現状等を踏まえ、労働災害の防止並びに労働者の健康確保及び快適職場の推進を図り、安全衛生水準の向上を期すために、本計画において次の目標を設定する。事業者、労働者をはじめとする関係者がそれぞれの立場で、目標達成に向けて災害防止等の活動に積極的に取り組むこととする。

- (1) 死亡者数について、期間中、毎年の死亡者数を年間9人以下に減少させること。
- (2) 死傷者数については、増加傾向にある現状を減少傾向に転じさせることとし、本計画最終年である平成24年には、過去20年間で労働災害発生件数が最多であった平成19年(894人)と比して10%以上減少させること。
- (3) 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断の受診率の向上を図ると

ともに、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少傾向に転じさせること。

- (4)「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）」について、本計画最終年において、導入事業場を 100 事業場以上とすること。

5. 重点対策とその目標

本計画において、特に重点とすべき行政施策等について以下のとおり定める。

- (1)「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）」の普及については、「リスクアセスメント等普及促進 3 か年計画（平成 20 年 3 月 7 日付け沖労発基第 0307009 号の 2）」等に基づき、より多くの事業場において導入が図られるよう積極的に推進し、必要に応じて、業界団体等による普及活動の支援等を行う。
- (2) 機械災害の防止について、機械災害の多い製造業を中心に、「機械の包括的な安全基準に関する指針（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）」等に基づく機械の安全化及び作業手順の整備等を推進し、災害の減少を図る。
- (3) 墜落・転落災害について、建設業における足場、商業における建築物、運輸交通業の荷役作業における荷台からの墜落・転落災害の防止対策を重点とし、これらの作業での墜落・転落災害の減少を図る。
- (4) 粉じん障害の防止について、平成 20 年度に策定した「第 7 次粉じん障害防止総合対策（平成 20 年 7 月 7 日付け沖労発基第 0707001 号）」の推進を図ることにより、じん肺新規有所見者の減少を図るとともに、じん肺健康診断の実施の履行とじん肺健康管理実施状況報告の提出率の向上を図る。
- (5) 特定化学物質、有機溶剤等の化学物質による職業性疾病の発生を防止することを重点とし、特殊健康診断の実施の履行を図るとともに、特殊健康診断実施（結果報告）率を 90%以上とする。
- (6) 過重労働等による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策の推進を図るとともに、長時間労働者に対する医師による面接指導の実施の普及促進を図ることにより、これらに関する職業性疾病の減少を図る。

(7) 労働者の健康を確保するため、定期健康診断の確実な実施を図り、衛生管理者を選任すべき事業場における定期健康診断の実施（結果報告）率を85%以上に向上させるとともに、さらに定期健康診断実施事業場における労働者の受診率を90%以上に向上させる。また、健康管理体制の確立と健康診断の結果に基づく事後措置の徹底を図る。

6. 労働災害防止対策の重点事項

計画の目標を達成するため、業種別の災害防止対策については、平成20年3月19日付け基発第0319001号「労働災害防止計画の推進について」の別紙「業種別労働災害防止対策」を参考に、現状に応じて重点とする事項を選択しつつ、以下の対策を中心として実施する。

(1) 全業種に共通する重点事項

- ア 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の導入
- イ 雇入れ時教育等の安全衛生教育の実施の徹底
- ウ 荷役運搬機械、車両系建設機械等の作業計画の作成の普及
- エ 安全管理者等への労働災害の再発防止のための災害調査等の方法の周知

(2) 重点対象業種ごとの重点事項

ア 製造業対策

「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）」の実施の普及促進を図り、特に災害の多い機械災害については、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく機械の安全化を進め、建築物等からの墜落、転落、転倒等の災害については、そのリスクを特定し、リスクの低減策を推進する。

また、機械の取扱い等、雇入れ時等の安全衛生教育の実施の徹底を図る。

イ 建設業対策

足場先行工法及び手すり先行工法の普及等を図ることにより、墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。

また、作業種別毎に「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）」の実施の普及促進を図る中で、安全作業手順の確立を推進する。

ウ 運輸交通業対策

「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）」の実施の普及促進を図ることとし、労働災害を繰り返し発生させる事業場も多く見

られることから、再発防止対策の徹底を図る。

また、フォークリフト等の荷役運搬機械作業の構内における作業計画の作成を推進することにより、接触災害の防止を図ることとする。

平成 20 年度に改正された、「交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号）」の周知徹底等を図り、本ガイドラインを指針とした事業場における交通労働災害防止対策を推進する。

エ 商業対策

同一事業場において繰り返し労働災害を発生させる割合が少ないこと、業態が多様であることに鑑み、広く、「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）」の導入を図ることにより、自主的な災害防止対策の推進を図る。

また、機械の本質安全化の推進等により、機械による労働災害の防止を図り、安全作業手順等の実施の徹底により用具等による労働災害の防止を図る。

オ その他の業種に対する対策

災害が増加傾向にある接客娯楽業、清掃業・と畜業については、「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）」の導入を図ることにより、自主的な災害防止対策の推進を図るとともに、災害が発生した事業場においては、同種災害の再発防止対策の徹底を図る。

また、雇入れ時等の安全衛生教育の実施の徹底を図る。

7. 職業性疾病等の予防対策

(1) 粉じん障害防止対策

当局における第7次粉じん障害防止総合対策を踏まえ、アーク溶接作業、金属等の研ま作業、ずい道等建設工事等に係る粉じん障害防止対策を重点として、粉じん障害の実態を踏まえた総合的な対策を推進する。

また、ずい道等建設工事については、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2）」の周知徹底を図る。

(2) 石綿障害予防対策

製造等の全面禁止の措置の徹底を図る。

そして、建築物の解体作業におけるばく露防止対策の徹底を図るととも

に、県等関係団体と連携し、石綿が吹付けられた建築物の把握に努め、吹付けられた石綿等の損傷等による労働者のばく露防止対策の徹底を図る。

また、交付要件の見直しが行われた石綿に係る健康管理手帳制度について、広くその周知を図るとともに、労働者の離職後の健康管理措置を適切に推進する。

(3) 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策

重篤な災害に至る熱中症の予防対策については、例年熱中症が発生する時期、熱中症発生業種に対してその予防対策の周知を図ってきたところであるが、これまでに引き続き、重篤な災害にならないための救急措置も含めた対策の普及をさらに推進する。

酸素欠乏症等の防止については、酸素欠乏危険場所であることの認識の向上を図り、作業主任者の選任、酸素濃度測定の実施の徹底、作業内容等に応じた手順の確認等その防止対策の徹底を図る。

(4) 化学物質障害予防対策

特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素による中毒等の化学物質による健康障害を防止するため、作業主任者の選任及び職務の励行の徹底等、法令に基づく措置の徹底を図るとともに、安全衛生教育の促進を図る。

化学物質等安全データシート（以下「MSDS等」という。）を活用した化学物質に係る「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）」の普及促進を図る。

また、適切に作業環境測定を行い、その評価結果に基づく事後措置の徹底を図る。

(5) 腰痛症予防対策

大幅に増加した腰痛の予防対策については、非工業的業種において大きな比重を占め、特に保健衛生業の介護作業等において多く発生していることから、同業種を重点とし、腰痛予防体操をはじめとする「職場における腰痛予防対策指針（平成6年9月6日付け基発第547号）」の普及を図る。

(6) その他の職業性疾病対策

コールセンター等のVDT作業を行う事業場が増加していることから、引き続き「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて（平成14年4月5日付け基発第0405001号）」の周知を図り、VDT作業における健康障害の防止を図る。

8．労働者の健康確保、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

(1) 労働者の健康確保対策

健康診断を受診することにより、所見の有無が把握でき、ひいては疾病等に対する予防、対策措置を図ることができることから、引き続き、定期健康診断の実施の履行確保の徹底を図るとともに、事業者が行う定期健康診断における受診率の更なる向上を図る。

また、有所見者に対する事後措置の徹底を図る。

さらに、職域・地域連携協議会等関係機関との連携を図りつつ、健康確保対策を推進する。

(2) メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策については、職場の相談体制の強化を図り、管理監督者や産業保健スタッフに対し、労働者のメンタルヘルス不調に対する早期の気づき等を促すための教育、研修等の実施を促進するとともに、事業場外資源との連携の促進、職場復帰のための対策の推進を図る。

事業場外資源として、沖縄産業保健推進センターや県内5箇所の地域産業保健センター等の積極的な利用の促進を図る。

また、精神障害に関する労災認定事案等について、局署が連携を図り、再発防止を目的とした調査を実施し、これらの調査結果を活用した再発防止対策の徹底を図る。

さらに、職場におけるメンタルヘルス対策の推進は、労働者の自殺予防にも資するという観点から、自殺対策基本法に基づき沖縄県とも連携して、メンタルヘルス対策を通じた自殺予防の一層の推進を図る。

(3) 過重労働による健康障害防止対策

脳・心疾患の発症との関連性が強いと指摘されている長時間にわたる過重な労働を排除するため、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進を図る。

長時間労働者に対する医師による面接指導及びその結果に基づく事後措置までの実施の徹底を図るとともに、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場に対しては、各地域産業保健センターの利用の促進を図る。

9．産業保健活動、健康づくり、快適職場づくり対策

(1) 産業保健活動体制の確立

労働者の健康の確保を図る上で、相談や健康管理を担う産業医等の産業保健スタッフの充実、産業保健活動体制の確立はなくてはならないものである。労働者数50人以上規模の事業場に法定選任義務のある産業医や衛生管理者等の選任率の更なる向上とともに、これらスタッフによる健康診断結果による事後措置の実施を含む健康管理等の職務遂行の徹底を図る。

労働者数50人未満規模の事業場に対しては、地域産業保健センター事業の積極的な活用等連携を図ることにより地域における産業保健活動の活性化を図る。

健康管理において、労働者が、事業者の行う健康診断の結果及び保健指導を利用して、その健康の保持に努めるよう普及啓発を図る。

(2) 健康づくり対策

すべての労働者を対象とした心身両面にわたる健康づくりのために策定された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(平成19年11月30日健康保持増進のための指針公示第4号)」に基づき、健康づくり対策に係る目標の設定と評価の明確化および計画的な推進等による健康づくりの一層の普及・定着を図る。

健康づくり対策の計画の策定等に当たっては、委託事業であるデモンストラーション事業の活用を促進する。

(3) 快適職場づくり対策

ア 職場の快適化の推進

労働者にとって、仕事による疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい職場環境を形成するため、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する基準(快適職場指針平成9年9月25日労働省告示第104号)」の更なる周知、快適職場推進計画認定事業場の増加を図り、快適職場づくりへの取組みを推進する。

イ 受動喫煙防止対策の推進

「職場における喫煙対策のためのガイドライン(平成15年5月9日付け基発第0509001号)」に基づき、受動喫煙による健康への影響についての周知、受動喫煙防止のための効果的な手法の普及、定着を図る等により、適切な受動喫煙防止対策の徹底を図る。

10. 効率的・効果的な施策の推進

(1) 地域の実態に即した労働災害防止対策の推進

各労働基準監督署は、地域の産業構造、労働災害の発生状況の特性等に即した労働災害防止対策を計画的、効率的かつ効果的に推進する。

(2) 関係機関との連携

労働局及び各労働基準監督署は、本計画等の効果的な展開を図るため、必要に応じ、各労働災害防止団体等と連携し、各関係業種の実態の把握に努めるとともに、関係業種の実態にあった「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）」の普及を促進する。

健康確保対策、石綿障害予防対策、交通労働災害防止対策等については、県やその他の行政機関が行う施策と緊密な連携を図り、効果的な対策の推進を図る。

(3) 各対策による効果の評価等

労働局及び各労働基準監督署は、本計画に基づいて実施する対策の推進状況、成果、目標の達成状況等について評価を行うとともに、その結果を踏まえて対策の内容、手法等について適宜見直しを行う。